

天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、天草市森林経営管理支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、天草市補助金等交付規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

2 この事業は、林業経営に適さない森林であつて、森林経営管理意向調査及び森林経営管理現地調査の結果に基づき、国県の補助事業の対象とならないことにより適切な間伐等の森林整備が困難な民有人工林（以下「対象森林」という。）について、森林の公益的機能を高度に発揮させるため、間伐等の造林事業を推進することで健全な森林の育成を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この事業の対象者は、熊本県版育成経営体又は天草市に住所を有し、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 従事者が2名以上であること。
- (2) 使用する機械の資格を有していること。
- (3) 労働災害保険等に加入していること。

(採択条件)

第3条 この事業の採択条件は、事業を実施しようとする対象森林が次の各号のいずれのも該当するものとする。

- (1) 森林経営管理意向調査及び現地調査の結果により、間伐等の森林整備が必要と判断された民有人工林であること。
- (2) 事業の実施に当たり、市長、森林所有者及び実施主体の三者において、天草市森林経営管理支援事業の実施に関する協定書（様式第1号。以下「協定書」という。）を締結している森林であること。

(補助対象経費及び補助単価)

第4条 補助金の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 間伐作業に要する経費
- (2) 侵入竹除伐作業に要する経費
- (3) その他、市長が必要と認めた経費

2 前項の規定による経費に対する補助単価は、別表で定めるとおりとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第2号）を毎年12月15日までに、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 天草市森林経営管理支援事業実施計画書（様式第3号）
- (2) 協定書
- (3) 事業を実施する箇所の区域図（施行地の区域を示した測量図又はこれに準ずる縮尺5千分の1程度の地形図）
- (4) 増減率の根拠資料として地形図を作図した区域図
- (5) 市税等の滞納のない証明書

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請があつた場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、補助金の交付又は

不交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第4号）又は補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第7条 申請者は、前条の規定により補助金の交付決定を受けた事業について、内容を変更又は中止をしようとするときは、補助金変更（中止）承認申請書（様式第6号）に第5条に掲げる必要書類のうち変更があったものを添えて市長に提出し、承認を受けなければならない。

（変更決定）

第8条 市長は、前条の申請があった場合において、当該申請に係る内容を審査のうえ、適当と認めるときは、補助金変更（中止）承認通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。

（完了届）

第9条 申請者は、事業が完了したときは速やかに事業完了届（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、毎年3月15日までに市長に提出するものとする。

- （1） 天草市森林経営管理支援事業実績報告書
- （2） 着手前及び完了後の写真（全景及び近景）

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の完了届の提出があった場合、提出を受けた日から10日以内に完了検査を行い、補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、交付する補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書（様式第9号）により、申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による通知を受けた申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。第10条の補助金額の確定通知を行った後においても同様とする。

- （1） 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- （2） 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- （3） 計画期間内での事業完了が行われなかったとき。
- （4） その他市長が補助金の交付が適当でないと認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、補助金交付決定（確定）取消し通知書（様式第11号）により申請者に通知する。

（補助金の返還）

第13条 市長は、補助金の取消しを行った場合において、既に補助金の交付がされているときは、申請者に対し補助金返還命令書（様式第12号）により期限を定めてその返還を命ずることができる。

（その他）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

1. 人工林（スギ・ヒノキ）成立本数別間伐補助単価（30%間伐：集積まで）

区 分	単 価
3,000本/ha以上	351,000円/ha
2,500~2,999本/ha	325,000円/ha
2,000~2,499本/ha	272,000円/ha
1,500~1,999本/ha	220,000円/ha
1,000~1,499本/ha	168,000円/ha

2. 侵入竹成立本数別除伐補助単価

区 分	単 価
6,000本/ha以上	639,000円/ha
5,000~5,999本/ha	536,000円/ha
4,000~4,999本/ha	433,000円/ha
3,000~3,999本/ha	330,000円/ha
2,000~2,999本/ha	226,000円/ha
1,000~1,999本/ha	123,000円/ha
1,000本/ha未満	61,000円/ha

*人工林（スギ・ヒノキ）の間伐を実施する森林に適用する。

3. 加算要因

作業現場状況

区 分	増減割合
傾斜角 30° 以上	1.2
傾斜角 20~29°	1.1
傾斜角 10~19°	1.0
傾斜角 0~9°	0.9

*施行地内の最高値から最低値までの高低差の角度を計測するものとし、補助単価に補助対象ごとに増減割合を乗じたものとする。

様式第1号（第3条関係）

天草市森林経営管理支援事業の実施に関する協定書

天草市（以下「甲」という。）と（森林所有者氏名）（以下「乙」という。）及び（実施主体の名称及び代表者名）（以下「丙」という。）とは、天草市森林経営管理支援事業実施補助金交付要領（以下「要領」という。）第3条の規定に基づき、天草市森林経営管理支援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、事業の目的を達成するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、第3条に掲げる森林について、間伐等を推進することで健全な森林の育成を行い、水源の涵養、災害の防止及び土壌の保全など森林の持つ公益的機能を高度に発揮させることを目的とする。

（協定の期間）

第2条 この協定の期間は、協定日から協定日が属する年度の末日までとする。
2 この協定の目的の達成上特に必要のある場合は、甲、乙、丙協議のうえ、この協定を更新することができる。

（対象とする森林）

第3条 協定の対象とする森林は、下記のとおりとする。

森林の所在地	樹種	林齢	面積(ha)	備考

（整備の内容）

第4条 丙は、森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、対象とする森林の状況を踏まえつつ、原則として30パーセント程度の間伐を実施する。
2 丙は前項の間伐により伐採した樹木を、枝払い、玉切り、林地内での集積まで行うものとする。

（費用の負担等）

第5条 第4条に定める間伐に要する費用は、丙が負担し乙の負担はないものとする。
ただし、丙の負担には、要領に基づき交付される補助金を充てることができる。

（当事者の義務）

第6条 この協定に基づき当事者は、それぞれ次の各号に定める義務を負い、誠実に履行するものとする。

（1）甲の義務

丙が実施する事業が円滑に推進されるよう連絡調整を図るとともに、乙の義務が履行されるよう必要に応じて乙に対して助言等を行うこと。

（2）乙の義務

ア 丙が実施する事業に協力し、その施行に支障を及ぼす一切の行為をしないこと。

イ 施行後10年間は対象とする森林を皆伐しないこと。

ウ 対象とする森林の境界及び所有権等の権利に関し、第三者から異議申立があった場合は、その処理解決に当たること。

(3) 丙の義務

第4条に定める間伐等の実施にあたり、着工及び完了について速やかに甲及び乙に報告すること。

事業実施中施行で生じた第三者に対する損害については、丙が責任を以て処理するものとする。

(自然災害による損害)

第7条 事業実施中及び完了後、火災、天災による甲の責に帰し得ない事由により、対象とする森林に生じた損害及び第三者に生じた損害については、甲及び丙はその責任を負わない。

2 事業完了後、対象とする森林の林相が著しく変化したり、又は立木その他に損害を生じる場合にあっては、甲及び丙はその責任を負わない。

(協定の承継等)

第8条 乙は、対象とする森林を第三者に譲渡した場合、新たな権利関係を設定した場合又は相続により所有権の移転があった場合は、新たな所有者がこの協定を承継するものとする。

(特別の事情による協定の失効)

第9条 次の各号に掲げる場合においては、この協定の全部又は一部についてその効力を失う。

(1) 対象とする森林の全部又は一部が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき。

(2) 火災、天災その他当事者の責に帰し得ない事由により対象とする森林の全部又は一部が滅失したとき。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項については、別途甲、乙、丙協議のうえ処理するものとする。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲、乙、丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 天草市

代表者 天草市長

印

(森林所有者) 乙 住所

氏名

印

丙 住所

実施主体名

代表者名

印

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

天草市長 様

所在地
実施主体名
代表者名 印

補助金交付申請書

天草市森林経営管理支援事業補助金について、金 円の交付を受けたいので、天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 提出書類

- (1) 天草市森林経営管理支援事業実施計画書（様式第3号）
- (2) 協定書の写し（様式第1号）
- (3) 事業を実施する箇所の区域図（施行地の区域を示した測量図又はこれに準ずる縮尺5千分の1程度の地形図）

年度 天草市森林経営管理支援事業実施計画（実績報告）書

実施主体名： _____

総括表

事業区分	事業量 ha	補助金額 円	着工(予定) 年 月 日	完了(予定) 年 月 日	備 考
1 間伐	0.00 0.00	0 0			
2 侵入竹除伐	0.00 0.00	0 0			
計		0 0			

1 間伐

整理 番号	枝番	所在地		樹種	林齢	森林所有者		施行区分	事業量 ① ha	補助単価 ② 円	増減割合 ③	補助金額 ④=①*②*③ 円	協定の締結		傾斜 角	
		市町村	大字・字・地番			住所	氏名						締 結 年月日	期 間 自 至		
									0.00 0.00			0 0				
計																

注) 適宜行を追加して記載すること。

2 侵入竹除伐

整理 番号	枝番	所在地		森林所有者		施行区分	事業量 ① ha	補助単価 ② 円	増減割合 ③	補助金額 ④=①*②*③ 円	協定の締結		傾斜 角
		市町村	大字・字・地番	住所	氏名						締 結 年月日	期 間 自 至	
計							0.00 0.00			0 0			

- 注) 1 備考欄には、同時に行う間伐施行地の1の整理番号（枝番を含む。）を記載すること。
 2 適宜行を追加して記載すること。
 3 該当がない場合は、本表の作成を省略することができる。

第 号
年 月 日

様

天草市長 印

補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった天草市森林経営管理支援事業補助金については、下記のとおり交付決定しましたので、天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領第6条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1) 交付の目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容変更又は中止をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が完了したときは、速やかに完了届を提出すること。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

様式第5号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

天草市長 印

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった天草市森林経営管理支援事業補助金については、下記のとおり交付しないことを決定しましたので、天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領第6条の規定により通知します。

記

- 1 交付申請額 金 円
- 2 不交付の理由等

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

天草市長 様

所在地
実施主体名
代表者名 印

補助金変更（中止）承認申請書

年 月 日付け天農林第 号で交付決定の通知があった天草市森林経営管理支援事業補助金について、下記のとおり変更（中止）したいので、天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 変更後補助額 金 円（前回交付決定額 金 円）
- 2 変更（中止）の理由及び内容

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

天草市長 印

補助金変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった天草市森林経営管理支援事業補助金の変更（中止）については、下記のとおり承認することに決定しましたので、天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領第8条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------------|---|----|
| 1 | 補助金変更後交付決定額 | 金 | 円 |
| | (前回交付決定額 | 金 | 円) |

様式第8号（第9条関係）

年 月 日

天草市長 様

所在地
実施主体名
代表者名 印

事業完了届

年 月 日付け 第 号で交付決定のありました天草市森林経営管理支援事業補助金について、添付資料のとおり事業が完了しましたので天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領第9条の規定に基づき報告します。

記

1 提出書類

- (1) 天草市森林経営管理支援事業実績報告書
- (2) 着手前及び完了後の写真（全景及び近景）

様式第9号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

天草市長 印

補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった天草市森林経営管理支援事業補助金について、
下記のとおり補助金額を確定しましたので、天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領第10条
の規定により通知します。

記

交付確定額 金 円

様式第 10 号 (第 11 条関係)

年 月 日

天草市長 様

所在地
実施主体名
代表者名 印

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定通知のあった天草市森林経営管理支援事業補助金について、天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領第 11 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額	金 円		
金融機関			
	支店・支所・出張所		
口座の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第 11 号 (第 12 条関係)

第 号
年 月 日

様

天草市長

印

補助金交付決定 (確定) 取消し通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定 (確定) した天草市森林経営管理支援事業補助金について、下記のとおり取り消したので天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領第 12 条の規定により通知します。

記

- 1 交付決定 (確定) 額 金 円
- 2 取消し額 金 円
- 3 取消し理由

様式第 12 号 (第 13 条関係)

第 号
年 月 日

様

天草市長

印

補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で取り消した天草市森林経営管理支援事業補助金
について、天草市森林経営管理支援事業補助金交付要領第 13 条の規定により下記のとおり返還を
命じます。

記

1 返還命令額 金 円

2 返還期限 年 月 日